

最高裁秘書第2597号

令和元年5月22日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 今崎幸彦



### 司法行政文書開示通知書

平成31年4月22日付け（同月23日受付、最高裁秘書第2241号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

#### 記

##### 1 開示する司法行政文書の名称

平成27年7月13日付け広報課長、審議官事務連絡「裁判所の広報活動の充実の方策等について」（別添の「「広報企画で使用されたレジュメ等」と題する文書」及び「「広報企画の実施結果をウェブサイトに掲載する際のガイドライン」と題する文書」を含む。）（片面で11枚）

##### 2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

(庶ろ-06)

平成27年7月13日

高等裁判所長官 殿

地方裁判所長 殿

家庭裁判所長 殿

最高裁判所事務総局広報課長 氏 本 厚 司

最高裁判所事務総局審議官 門 田 友 昌

裁判所の広報活動の充実の方策等について

(事務連絡)

出前講義、裁判所見学及び模擬裁判等の一般国民に対する広報活動に取り組むに当たり、広報活動の意義と留意点を別紙第1のとおり、参考となる工夫例等を別紙第2のとおり、それぞれ取りまとめました。今後、各庁において、これを参考するなどして、各庁の実情に応じ、より充実した広報活動を行うよう、よろしくお取り計らいください。

(別紙第1)

## 一般国民に対する広報活動の意義と留意点

### 1 広報活動を行う目的等

裁判所が一般国民に対する広報活動を行う目的は、国民に裁判所や司法の役割を正しく理解してもらうとともに、その担い手である裁判官や裁判所職員の実像を正確に認識してもらうことを通じて、裁判所あるいは司法に対する信頼を醸成し、強化していくことがある。また、裁判官や裁判所職員が、広報活動を通じて国民と接する中で、国民の意識や実情、裁判所にはどのようなことが期待されているかといったこと等について理解を深めることができるという効果も期待される。

### 2 広報活動を行う際のポイント

裁判所の行う広報活動において、正確な理解を通じた司法に対する信頼の醸成という目的を達成するためには、広く社会人を対象とした企画を実施していくだけでなく、次代を担う若者に対して、学校教育の段階から働き掛けしていくことがより一層重要である。そして、後者においては、小学生、中学生及び高校生（以下「小学生等」という。）に対する「法教育」の観点をより意識した取組を行っていくことが望まれる（なお、「法教育」については、別紙第2の第2で紹介しているウェブサイトが参考になる。）。

### 3 庁全体としての取組の重要性

こうした広報活動を行うに当たっては、広報担当部署に所属する職員のみがこれに従事するのではなく、全ての職員が広報活動に積極的に取り組む意識を持ち、所長のリーダーシップの下、庁全体の取組としてこれを進めていくことが肝要である。裁判官にも、この取組の中心的存在として関わっていくことが期待され、例えば、裁判官を含めた「広報担当プロジェクトチーム」を立ち上げたり、広報活動の年間計画の立案に裁判官が参画したりすることなどが考えられる。そして、こうした取組が実効的に行われるためには、裁判官を始めとする全ての職員が広

報活動を行う目的等を十分に理解しておく必要がある。

#### 4 裁判員制度広報等の裁判所の具体的な施策に関する広報活動と本事務連絡における充実方策等について

裁判員制度広報等の裁判所の具体的な施策に関する広報活動について、所管局課から、別途、事務連絡等が発出される場合には、当該事務連絡等の目的や実施要領等に沿って当該広報活動を実施することになる。また、各庁においては、これまで各種制度の周知のための広報活動が行われており、こうした取組が引き続き行われることが期待される。いずれの場合においても、可能な限り、本事務連絡に記載した工夫例等を参考にすることが相当である。

(別紙第2)

一般国民に対する広報活動に取り組むに当たり参考となる  
工夫例等

第1 実施方法等

1 重点的に取り組むべき広報活動

これまでの各庁における取組も踏まえると、当面は、①出前講義、②裁判所見学及び③模擬裁判・模擬調停・模擬審判（以下「模擬裁判等」という。）の3つの企画を中心として、広報活動の一層の充実を図ることが考えられる。以下に述べる点を参考としつつ、その内容の充実と広報効果の増大に努めることが期待される。

なお、憲法週間や法の日週間に、集中的に広報活動を行うことは、広報効果が高いので、この期間（前後の隣接した時期を含む。）に上記いずれかの広報企画を実施するのが望ましい。

2 実施の際の工夫例等

(1) 各企画に共通する工夫例等

ア 参加者が楽しみながら裁判所や裁判手続について理解を深めることができるように、参加者の年齢及び興味・関心の対象・度合いに応じて、分かりやすい内容となるように心掛ける。

イ 言葉遣いなども工夫する。例えば、専門用語の使用はできるだけ避け、平易な言葉への言い換えを行う（専門用語の使用が避けられないときは、平易かつ具体的な説明を付する。），日常生活に即した具体例を示すなどの工夫が考えられる。

ウ ビデオ、DVD、スライド等の視聴覚教材や広報用リーフレットを活用する。

エ 各庁の実情や広報企画の内容に応じて、対応する検察庁や弁護士会、日本司法支援センター（法テラス）と協力することも考えられる。

オ 今後の取組の参考として、別添1のとおり、各庁の広報企画において使用されたレジュメ等の教材情報を取りまとめたので、各庁の実情に応じてその活用を図ることが考えられる。

### (2) 出前講義における工夫例等

ア 小学生等を対象とする場合

裁判所側の連絡窓口となる部署及び連絡先、費用は掛からないこと、実施可能な広報企画の内容やモデルプランなどの情報を積極的に発信するとともに（発信する際の工夫例については、3を参照。）、所要時間や内容等に関する学校側の要望を十分に聴取し、その要望に沿った内容（法教育の観点を意識する。）で実施するように努める。

※ 学校側から望まれる内容の例

ルールの必要性やいじめ問題、インターネットの利用など、実際に教育現場が抱えている問題を題材として、講師と共に考えさせるような内容

※ 学校側から消極的な反応を示される可能性のある例

長時間に及ぶ講義や学校側で準備が必要となるものなど、通常のカリキュラムに影響したり、教員の負担が重くなったりするもの

イ 大学生や社会人を対象とする場合

法教育的な観点にとどまらず、裁判所の最新の施策や取組状況等を盛り込んだ内容とすることも検討する。

また、裁判所側からの一方通行的な講義で終わらせるのではなく、参加者との意見交換や受入先の見学等の機会を設けてもらうなどすると、参加者の意識や裁判所に対する期待等について理解を深めることもできるので、受入先の負担にならない範囲で、裁判所側と受入先の双方にとって有益なものとなるような企画を工夫することが考えられる。

### (3) 裁判所見学における工夫例等

ア 裁判傍聴においては、次のような工夫が考えられる。

(ア) 参加者の年齢等に応じた適切な事件を選択する。

(イ) 担当裁判官が、可能な範囲で、手続解説及び質疑応答を実施する（担当検察官や担当弁護士に協力を求めることが考えられる。）。

イ 空き法廷見学においては、見学者が実際に体験できる要素（裁判員用ＩＴ機器等を実演する、法服を試着する、裁判官席等に座るなど。）を盛り込むなどの工夫が考えられる。

注1) 他の参加者が写り込まないように気を付けた上で、体験中の様子の記念撮影を認めることが考えられる。

注2) 裁判員法廷用ＩＴ機器等の実演に当たっては、機器等の設定及び使用に支障が生じないよう注意する。

注3) 見学者を裁判官席に座らせるときは、警報ボタン等のセキュリティ設備について、これが写真撮影されたり誤作動させられたりしないよう注意する。

ウ 見学に付随する企画例としては、裁判所や裁判手続に関する簡単なクイズ、所長や裁判官との質疑応答なども考えられる。

エ 出前講義で扱うテーマ・内容を簡略化して裁判所見学における説明等に使用することも考えられる。

#### (4) 模擬裁判等における工夫例等

模擬裁判等の企画では、児童・生徒の保護者を含めた親子企画により、参加者の数や年齢層に広がりを持たせることができる。

3 各広報企画の周知に当たっての工夫例等（参加者募集や実施結果の広報を含む。）

取り組むべき広報企画の内容・性質に応じて、以下のような周知方法を適宜選択して活用する。

##### (1) 裁判所ウェブサイトへの掲載

実施結果の掲載については、第3で詳述する。

##### (2) チラシやポスターの作成・配布、自治体の広報誌への掲載

チラシやポスターを自作し、自庁内に備え置いたり掲示したりするほか、自治体、大学や学校、図書館、公民館、駅、商店等に対して掲示や配布、備置きの依頼をしたり、自治体の広報誌に募集案内の掲載の依頼をしたりすることで、広報企画の対象となる多数の国民に対してその周知を図ることができる。

(3) 報道機関への情報提供

広報企画の実施に際し、報道機関の取材を受けて実施の様子を報道されることは、第3で述べる裁判所ウェブサイトへの結果掲載ともいって、広報企画を当該企画への参加者だけのものに終わらせず、広く国民一般に知つてもらう効果があり、更には、新たな広報企画への誘引効果もある。したがって、各庁の実情や受入先の意向等を踏まえつつ、報道機関に対し、広報企画の情報を提供して取材（参加者が応じる場合はそのインタビューを含む。）に応じることが考えられる。

(4) 地方裁判所委員や家庭裁判所委員、調停委員等を通じた周知

地方裁判所委員や家庭裁判所委員、調停委員等の外部の有識者から裁判所の広報活動に関する意見を聴取したり、同委員等が所属する組織への広報企画実施の働き掛けや広報活動への協力を依頼したりすることも考えられる。

(5) 小学生等を対象とした広報企画の周知

都道府県や市町村の教育委員会に依頼することが考えられる。

(6) 社会人を対象とした広報企画の周知

地域の経済団体や自治会、カルチャーセンターや生涯学習センター、公民館や図書館等の公共施設に働き掛けることで、幅広い多様な層への広報効果を期待することができる。

## 第2 広報企画を立案する際に参考となるウェブサイト等

法務省や弁護士会などでも法教育の一環として広報企画を実施しており、それらのウェブサイトの中には参考となる情報が掲載されている例もある。特に、

以下の各ウェブサイトには、法教育の基本となる情報が整理されており、対象に応じた参考教材や参考文献等も多数紹介されているので、広報企画の内容を検討する際や教材を作成する際に適宜活用することが考えられる（活用に当たっては、以下の注記に留意する。）。

- \* 法務省 (<http://www.moj.go.jp/housei/shihouhousei/index2.html>)
- \* 法教育フォーラム (<http://www.houkyouiku.jp/>)

注1) 法務省ウェブサイトに掲載されている教材は自由に使用することができるが、その使用に当たっては「法務省ホームページのコンテンツの利用について ([http://www.moj.go.jp/hisho06\\_00280.html](http://www.moj.go.jp/hisho06_00280.html))」に明示されているルールに従う。

注2) 法教育フォーラムウェブサイトに直接掲載されている教材 (ZIP 形式フォルダのダウンロードが可能な教材) は自由に使用することができるが、その使用に当たっては、同教材の出典が「法教育フォーラム『教材倉庫』」である旨及びその作成者を明記する。同教材を一部修正・加工して使用する場合にも、「法教育フォーラム『教材倉庫』に掲載の○○先生作成の教材を加工して作成」などと明記する。なお、同教材を参考にして独自の教材を作成する場合にも、「法教育フォーラム『教材倉庫』に掲載の○○先生作成の教材を参考にして作成」などと明記することが望ましい。

注3) 法教育フォーラムウェブサイトのリンク先である他のウェブサイトに掲載されている教材（「詳しくはこちら」となっている教材）については、当該リンク先のウェブサイト運営者の定めるルールに従う。

なお、法務省から提供されたリーフレット（「ルールは誰のもの？～みんなで考える法教育～」）を別途送付するので、これも併せて参照されたい。

### 第3 実施結果のウェブサイトへの掲載

広報企画の実施結果をウェブサイトに掲載することは、広報企画を当該企画の参加者以外に広く知ってもらい、新たな広報企画に誘引する効果もある。既

に実施済みの庁の実施例を参考にするほか、別添2のガイドラインに従って、広報企画の実施結果を各庁のウェブサイトに掲載することが考えられる。

#### 第4 繼続的な取組に向けた方策

裁判所や司法に対する国民の理解を深め、信頼を高めていくためには、広報活動の充実にも継続的に取り組んでいく必要がある。そのための方策として、次のようなことが考えられる。

##### 1 裁判官会議など様々な機会を活用した働き掛け

裁判官も含め、庁全体として広報活動の充実に主体的に取り組んでいく意識を醸成するためには、裁判官会議を始めとして裁判官が集まる様々な機会を活用して、所長から裁判官に対し、積極的な取組を促すよう働き掛けることが重要である。

##### 2 メーリングリストの活用

10月末までに、全庁の広報担当者をメンバーとするメーリングリストを作成する予定である。メーリングリスト作成後は、広報活動に関する工夫例の情報交換や他庁の広報担当者への質問など、広報活動の充実のために積極的に活用することが期待される。

なお、データ量の大きいレジュメ等の教材情報については、J・NETポータルの「最高裁各局課等からのお知らせ」に掲載することにより情報を提供することも考えられるので、最高裁判所事務総局広報課に相談されたい。

(別添1)

### 広報企画で使用されたレジュメ等

#### 第1 広報企画で使用されたレジュメ等

今回情報提供する各庁の広報企画において使用されたレジュメ等の教材情報は次の表のとおりである（教材情報の電子データを保存したCD-Rを送付する方法で各庁に提供する。）。

	難易度:易～中(小中学生程度対象)	難易度:中～難(高校生以上対象)
レ出 ジ前 ユ講 メ義 等の	<p>①さいばんしょって, なにをしているところ？</p> <p>②裁判官の仕事って何だろう？ 裁判のしくみって何だろう？</p> <p>③民事裁判ってどんなもの？</p> <p>④家庭裁判所を見てみよう！</p> <p>⑤クイズで学ぼう！裁判所</p>	<p>①知っていますか？裁判所 裁判所の意義と役割</p> <p>②刑事裁判について</p> <p>③家庭裁判所調査官の仕事について</p> <p>④裁判所クイズ</p>
の模 シ擬 ナ裁 リ判 才等	<p>①模擬裁判(民事裁判)</p> <p>②模擬裁判(窃盗)</p> <p>③模擬裁判(強盗致傷)</p>	<p>①模擬調停(交通損害賠償)</p> <p>②模擬裁判(強盗致傷)</p> <p>③模擬裁判(強盗致傷)</p> <p>④模擬家事調停</p> <p>⑤模擬少年審判 (付・少年審判の制度説明)</p>

#### 第2 留意点

- 1 一覧表では、使用目的と対象とする年齢層とによって教材情報を分類しているが、この分類は一応の目安である。
- 2 教材情報は、個人情報の削除等の若干の修正を行ったほかは、各庁で使用されたものをそのまま提供しているので、他庁においてはその実情に合わないことがあり得る。
- 3 教材情報は、そのまま使用するのではなく、これらを参考にするなどして、広報企画の目的や対象者等に応じたより分かりやすく、効果的なレジュメ等を作成することが期待される。レジュメ等に使用されているイラスト及び写真については、他庁での使用は予定されていないため、転用しない。

(別添 2)

広報企画の実施結果をウェブサイトに掲載する際のガイド  
ライン

1 記事の掲載と削除

- ・ 広報企画の中から 3 件程度を目安に掲載する。  
注) 件数は飽くまで目安であり、各庁の実情に応じて前後しても差し支えない。
- ・ 掲載後 1 年を経過した記事は削除する。

2 掲載する記事の内容例

- ・ 実施日時
- ・ 場所
- ・ 参加者（「○○小学校 6 年生」、「□□高校 2 年生」など）
- ・ 広報企画の内容等の要約（出前講義であれば講義内容等の概略が分かるレジュメ等の抜粋でもよい。）
- ・ 参加者の感想（できるだけ具体的な「生の声」を掲載する。）

3 写真等の使用

写真は複数枚使用しても差し支えないが、1 ファイル当たりのデータ量が 1 メガバイト以内に収まるように調整する。動画は使用しない。

4 参加者のプライバシーへの配慮

- ・ 写真を撮影してウェブサイトに掲載することについて、あらかじめ参加者に断っておく。
- ・ できるだけ参加者の識別ができないような方向から撮影する、撮影を希望しない参加者は撮影しないなどの配慮をする。